

## 介護医療院磯病院 運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団源会が開設する介護医療院磯病院（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 当施設は、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- 2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設は、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設は、理念である「地域と共に「ひとに優しい医療と介護」」に基づき、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が安全で安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 当施設は、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。
  - 7 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じる。サービスの提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報する。
  - 8 当施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行う。
  - 9 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行う。
  - 10 当施設は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業者等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行う。

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護医療院磯病院
- (2) 開設年月日 平成31年2月1日
- (3) 所在地 東京都荒川区南千住1丁目56番10号
- (4) 電話番号 03-3807-8171 FAX 番号 03-3803-7592
- (5) 管理者名 磯 裕明
- (6) 介護保険指定番号 13B1800011

### (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 管理者  | 1人   | 医師    | 1人以上 |
| 薬剤師  | 1人以上 | 看護職員  | 6人以上 |
| 介護職員 | 7人以上 | 理学療法士 | 適当数  |

|         |      |         |     |
|---------|------|---------|-----|
| 作業療法士   | 適当数  | 言語聴覚士   | 適当数 |
| 管理栄養士   | 1人以上 | 診療放射線技師 | 適当数 |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | 事務員     | 適当数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は施設に関する事務全般の業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、35人とする。

(入所に対する介護医療院サービスの内容及び利用料等)

第8条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額とその他の費用は別紙に定める料金表の通りとする。

- ＊サービスの内容 ①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下における介護 ④機能訓練
- 2 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（若しくは記名押印）を受けることとする。
  - 4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書（請求書）を入所者に対して交付することとする。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 看護職員等は、入所者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 看護職員等は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに申し出て頂く。
- ② 入所生活の規則は介護医療院・病院の規則を守り、他の迷惑にならないようにして頂く。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して頂く。

(協力病院)

第 12 条 入所者の病状の急変等に備えるため、医療法人社団仁寿会中村病院を協力病院とする。

2 入所者の協力歯科医療機関を三浦歯科とする。

(非常災害対策)

第 13 条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年 1 回以上の研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、虐待等またはセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報する。

(衛生管理等に関する事項)

第 16 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

4 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練（シミュレーション）の実施

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第 17 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施
- (3) 業務継続に向けた訓練（シミュレーション）の実施

(ハラスメント対策に関する事項)

第 18 条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(従業者の服務規律)

第 19 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第 20 条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第 21 条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団源会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当該施設では医師の宿直を行う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団源会と介護医療院磯病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改訂する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂する。

# 料金表

要介護認定によって利用料が異なります。また、加算・減算等が施設の体制によってございます。実際にお支払い頂く料金は請求明細書にてご確認ください。尚、(1)(2)は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、(3)は各入所者の医療保険の負担割合に乘じた額をお支払い頂きます。

## (1) I型介護医療院サービス費（1日につき）

|      | 個室・サービス費(I) | 多床室・サービス費(II) |
|------|-------------|---------------|
| 要介護1 | 7,859円      | 9,080円        |
| 要介護2 | 9,069円      | 10,279円       |
| 要介護3 | 11,663円     | 12,884円       |
| 要介護4 | 12,775円     | 13,985円       |
| 要介護5 | 13,767円     | 14,988円       |

## (2) 加算・減算等

|                      |                                                             |           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 夜間勤務等看護加算(IV)        | 最低でも2人以上、うち1人は看護職員。利用者20名に対して1名の職員。                         | 1日 76円    |
| 若年性認知症受入加算           | 若年性認知症患者にサービスを行った場合。                                        | 1日 1,308円 |
| 外泊時費用(1月に6日を限度)      | 居宅における外泊を認めた場合の費用。                                          | 1日 3,946円 |
| 試行的退所サービス費(1月に6日を限度) | 退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、サービスを提供する場合。                     | 1日 8,720円 |
| 他科受診時費用(1月に4日を限度)    | 専門的な診療が必要で他医療機関において診療が行われた場合。                               | 1日 3,946円 |
| 初期加算                 | 入所日から30日以内の期間                                               | 1日 327円   |
| 再入所時栄養連携加算           | 再入所時に入院先の医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。                       | 1回 2,180円 |
| 退所前訪問指導加算            | 入所期間が1月を超えると見込まれる者で退所後生活をする居宅、社会福祉施設等を訪問し療養上の指導や情報提供等をした場合。 | 1回 5,014円 |
| 退所後訪問指導加算            | 退院後30日以内に居宅、社会福祉施設等を訪問し療養上の指導や情報提供等をした場合。                   | 1回 5,014円 |
| 退所時指導加算              | 入所期間が1月を超え、居宅で療養を継続する際、退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。                | 1回 4,360円 |
| 退所時情報提供加算(I)         | 退所後の居宅での主治医、社会福祉施設等に診療状況を文章で提供した場合。                         | 1回 5,450円 |
| 退所時情報提供加算(II)        | 退所後、医療機関に入院する際に心身の状況等を提供した場合。                               | 1回 2,725円 |
| 退所前連携加算              | 入所期間が1月を超え、退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携、調整を行った場合。                   | 1回 5,450円 |
| 訪問看護指示加算             | 退所時に医師が訪問看護指示書を交付した場合。                                      | 1回 3,270円 |
| 栄養マネジメント強化加算         | 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士が食事の観察等の栄養管理をした場合。                          | 1日 120円   |
| 経口移行加算               | 経管による食事摂取をしている者で傾向移行計画を作成している場合。                            | 1日 305円   |
| 経口維持加算(I)            | 摂食機能障害で誤嚥がある者で経口維持計画を作成している場合。                              | 1月 4,360円 |
| 経口維持加算(II)           | 経口維持加算(I)を算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、言語聴覚士等が加わった場合。             | 1月 1,090円 |
| 療養食加算(1日につき3回を限度)    | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。                                       | 1回 87円    |
| 緊急時治療管理(月1回連続3日を限度)  | 症状が重篤になり救命救急医療が必要で緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合。            | 1日 5,646円 |
| 科学的介護推進体制加算(I)       | 心身状況等の基本情報を厚労省に提出した場合。                                      | 1月 436円   |

|                         |                                               |           |
|-------------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)          | (Ⅰ)に加え、疾病・服薬の状況等も提出した場合。                      | 1月 654円   |
| 安全対策体制加算                | 組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合。                     | 入院初日 218円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)       | 基準に該当する医療機関と連携し、医療機関が実施する研修等に年1回以上参加した場合。     | 1月 109円   |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)       | 基準に該当する医療機関から3年に1回以上、実地指導を受けている場合。            | 1月 55円    |
| 新興感染症等施設療養費(月1回連続5日を限度) | 適切な感染対策を行ったうえでサービスを提供した場合。                    | 1日 2,616円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ)         | 介護職員のうち、介護福祉士が60%以上の場合                        | 1日 196円   |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)           | 介護職員の賃金の改善等を実施している場合。<br>次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 | 26/1000   |
| 療養環境減算(Ⅰ)               | 廊下幅が2.7メートル未満の場合。                             | 1日 ▲272円  |
| 療養環境減算(Ⅱ)               | 療養室床面積が8未満の場合。                                | 1日 ▲272円  |

### (3) 特別診療費

|                  |                                                               |                                      |
|------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 感染対策指導管理         | 常時感染防止対策を行う場合。                                                | 1日 60円                               |
| 褥瘡対策指導管理(Ⅰ)      | 常時褥瘡対策を行う場合。                                                  | 1日 60円                               |
| 重度療養管理           | 要介護4・5で厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して計画的な医学的管理等を行った場合。                 | 1日 1,230円                            |
| 特定施設管理           | 後天性免疫不全症候群に感染している者の場合。個室又は2人部屋の場合にはそれぞれ加算を行う。                 | 1日 2,500円<br>個室 3,000円<br>2人室 1,500円 |
| 重症皮膚潰瘍管理指導       | 重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理等を行った場合。                          | 1日 180円                              |
| 薬剤管理指導(週1回月4回限度) | 投薬等及び薬学的管理指導を行った場合。疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤を使用する場合は所定単位数を加算する。 | 1回 3,500円<br>特別な薬剤使用<br>1回 50円       |
| 医学情報提供(Ⅰ)        | 退所時の診療に基づき別の病院での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                            | 1回 2,220円                            |
| 医学情報提供(Ⅱ)        | 退所時の診療に基づき別の診療所での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                           | 1回 2,900円                            |
| 摂食機能療法(1月4回限度)   | 摂食機能障害を有する者に対して、摂食機能療法を30分以上行った場合。                            | 1回 2,080円                            |

### (4) その他の料金

|                               |                                        |                                  |                                              |
|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 食 費(1日)                       |                                        | 1, 4 4 5 円                       | 介護保険負担限度額認定証をお持ちの際は記載されている食費・居住費が1日の上限となります。 |
| 居住費(1日)                       |                                        | 従来型個室 1, 6 6 8 円<br>多床室 3 7 7 円  |                                              |
| 特別な室料(1日)                     | 23 号室・33 号室・40C 室                      | 3, 0 0 0 円                       | 左記料金に消費税がかかります。                              |
|                               | 25 号室・26 号室・37 号室<br>41 号室・43 号室・45 号室 | 5, 0 0 0 円                       |                                              |
|                               | 35 号室・36 号室<br>46 号室・47 号室・48 号室       | 7, 0 0 0 円                       |                                              |
|                               |                                        |                                  |                                              |
| テレビ貸し出し代(1日)                  |                                        | 2 0 0 円                          |                                              |
| 寝衣・タオル・アメニティセット代(1日)          |                                        | A セット 5 5 0 円                    |                                              |
| A セット(寝衣+肌着+靴下+タオル類+アメニティセット) |                                        | B セット 4 5 0 円                    |                                              |
| B セット(寝衣+タオル類+アメニティセット)       |                                        | C セット 3 5 0 円                    |                                              |
| C セット(タオル類+アメニティセット)          |                                        |                                  |                                              |
| 理美容代(1回)                      |                                        | カット 2, 0 0 0 円<br>顔そり 1, 0 0 0 円 | (税込み)                                        |

# 介護医療院磯病院 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- 施設名 介護医療院磯病院
- 開設年月日 平成31年2月1日
- 所在地 東京都荒川区南千住1丁目56番10号
- 電話番号 03-3807-8171 FAX 番号 03-3803-7592
- 管理者名 磯 裕明
- 介護保険指定番号 13B1800011

### (2) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護医療院サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援すること、また、入所者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

#### [介護医療院磯病院の運営方針]

- 当施設では、理念である「地域と共に「ひとに優しい医療と介護」」の基つき、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が安全で安心して過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行ないません。
- 当施設では、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設でのサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 当施設では、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じています。サービスの提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- 当施設では、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行っております。
- 当施設では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行っております。
- 当施設では、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業者等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行っております。

### (3) 施設の職員体制（常勤換算）

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりで、必置職については法令の定めるところによります。

|         | 員数   | 業務内容            |
|---------|------|-----------------|
| 医師      | 1人以上 | 診療、療養等の指示       |
| 薬剤師     | 1人以上 | 医師の指示に基づく薬剤管理等  |
| 看護職員    | 6人以上 | 医師の指示に基づく看護     |
| 介護職員    | 7人以上 | 施設サービス計画等に基づく介護 |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | 施設サービス計画の原案の立案等 |
| 管理栄養士   | 1人以上 | 栄養状態の管理等        |

|         |     |                    |
|---------|-----|--------------------|
| 理学療法士   | 適当数 | 医師の指示に基づくリハビリ      |
| 作業療法士   | 適当数 |                    |
| 言語聴覚士   | 適当数 |                    |
| 診療放射線技師 | 適当数 | 医師の指示に基づく放射線を使う検査等 |
| 事務職員    | 適当数 | 事務全般               |

(4) 入所定員等 ・定員 35 名

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 食事 朝食 7時30分～8時30分 昼食 11時30分～12時30分 夕食 17時30分～18時30分
- ④ 入浴（入所者は、週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑫ その他

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。尚、緊急の場合には「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

| 協力医療機関         | 協力歯科医療機関          |
|----------------|-------------------|
| 医療法人社団仁寿会 中村病院 | 三浦歯科              |
| 東京都墨田区八広 2-1-1 | 東京都荒川区南千住 6-48-20 |

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

入所者やご家族は看護職員等の従業員の指示に従ってサービス提供を受けて頂きます。また、以下の点に留意をお願い致します。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに看護職員等の従業員にお申し出ください。
- ② 入所生活は介護医療院磯病院の規則を守り、他の入所者等の迷惑にならないようお願い致します。
- ③ 共有の施設・設備は他の入所者等の迷惑にならないようご利用ください。

## 5. 非常災害対策

・防災設備 消火器、防火扉等 ・防災訓練 年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者又はその家族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口 03-3807-8171（平日10:00～16:00）担当：池上 武  
 荒川区役所 介護保険課 03-3802-3111（代表）  
 東京都国保連合会苦情相談窓口 03-6238-0177（介護相談窓口）



## 8. 受給資格等の確認

当施設の利用に当たり、入所者の公的被保険者証等を確認させていただきます。

## 9. 介護医療院サービス

当施設は、1－(2)の目的に沿い、施設サービス計画に基づいてサービスを提供致します。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については説明を行い同意頂き交付致します。

◇医療・介護：介護医療院は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員・介護職員が常勤しています。状態に合わせて適切な医療・看護・介護を行います。

◇リハビリテーション：原則とし入所者の居室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

## 10. 利用料金

要介護認定によって利用料が異なります。また、加算・減算等が施設の体制等によってあります。実際にお支払い頂く料金は請求明細書にてご確認ください。尚、(1)(2)は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、(3)は各入所者の医療保険の負担割合に乗じた額をお支払い頂きます。

### (1) I型介護医療院サービス費（1日につき）

|      | 個室・サービス費(I) | 多床室・サービス費(II) |
|------|-------------|---------------|
| 要介護1 | 7,859円      | 9,080円        |
| 要介護2 | 9,069円      | 10,279円       |
| 要介護3 | 11,663円     | 12,884円       |
| 要介護4 | 12,775円     | 13,985円       |
| 要介護5 | 13,767円     | 14,988円       |

### (2) 加算・減算等

|                      |                                                             |           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 夜間勤務等看護加算(IV)        | 最低でも2人以上、うち1人は看護職員。利用者20名に対して1名の職員。                         | 1日 76円    |
| 若年性認知症受入加算           | 若年性認知症患者に対してサービスを行った場合。                                     | 1日 1,308円 |
| 外泊時費用(1月に6日を限度)      | 居宅における外泊を認めた場合の費用。                                          | 1日 3,946円 |
| 試行的退所サービス費(1月に6日を限度) | 退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、サービスを提供する場合。                     | 1日 8,720円 |
| 他科受診時費用(1月に4日を限度)    | 専門的な診療が必要で他医療機関において診療が行われた場合。                               | 1日 3,946円 |
| 初期加算                 | 入所日から30日以内の期間                                               | 1日 327円   |
| 再入所時栄養連携加算           | 再入所時に入院先の医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。                       | 1回 2,180円 |
| 退所前訪問指導加算            | 入所期間が1月を超えると見込まれる者で退所後生活をする居宅、社会福祉施設等を訪問し療養上の指導や情報提供等をした場合。 | 1回 5,014円 |
| 退所後訪問指導加算            | 退院後30日以内に居宅、社会福祉施設等を訪問し療養上の指導や情報提供等をした場合。                   | 1回 5,014円 |
| 退所時指導加算              | 入所期間が1月を超え、居宅で療養を継続する際、退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。                | 1回 4,360円 |
| 退所時情報提供加算(I)         | 退所後の居宅での主治医、社会福祉施設等に診療状況等を提供した場合。                           | 1回 5,450円 |
| 退所時情報提供加算(II)        | 退所後、医療機関に入院する際に心身の状況等を提供した場合。                               | 1回 2,725円 |

|                             |                                                    |          |
|-----------------------------|----------------------------------------------------|----------|
| 退所前連携加算                     | 入所期間が1月を超え、退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携、調整を行った場合。          | 1回5,450円 |
| 訪問看護指示加算                    | 退所時に医師が訪問看護指示書を交付した場合。                             | 1回3,270円 |
| 協力医療機関連携加算                  | 病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合。                          | 1月545円   |
| 栄養マネジメント強化加算                | 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士が食事の観察等の栄養管理をした場合。                 | 1日120円   |
| 経口移行加算                      | 経管による食事摂取をしている者で傾向移行計画を作成している場合。                   | 1日305円   |
| 経口維持加算(Ⅰ)                   | 摂食機能障害で誤嚥がある者で経口維持計画を作成している場合。                     | 1月4,360円 |
| 経口維持加算(Ⅱ)                   | 経口維持加算(Ⅰ)を算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、言語聴覚士等が加わった場合。    | 1月1,090円 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ)                 | 歯科医師・歯科衛生士の指導の基、計画を作成し、歯科衛生士が月2回以上口腔衛生等の管理等を行った場合。 | 1月981円   |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ)                 | 歯科医師・歯科衛生士の指導の基、計画を作成し、歯科衛生士が月2回以上口腔衛生等の管理等を行った場合。 | 1月981円   |
| 療養食加算(1日3回を限度)              | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。                              | 1回87円    |
| 緊急時治療管理<br>(月1回連続3日を限度)     | 症状が重篤になり救命救急医療が必要で緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合。   | 1日5,646円 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)              | 心身の状況等の基本情報を厚労省に提出した場合。                            | 1月436円   |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)              | (Ⅰ)に加え、疾病・服薬の状況等も提出した場合。                           | 1月654円   |
| 安全対策体制加算                    | 組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合。                          | 入院初日218円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)           | 基準に該当する医療機関と連携し、医療機関が実施する研修等に年1回以上参加した場合。          | 1月109円   |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)           | 基準に該当する医療機関から3年に1回以上、実地指導を受けている場合。                 | 1月55円    |
| 新興感染症等施設療養費<br>(月1回連続5日を限度) | 適切な感染対策を行ったうえでサービスを提供した場合。                         | 1日2,616円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ)             | 介護職員のうち、介護福祉士が60%以上の場合。                            | 1日196円   |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)               | 介護職員の賃金の改善等を実施している場合。<br>次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。      | 26/1000  |
| 療養環境減算(Ⅰ)                   | 廊下幅が2.7メートル未満の場合。                                  | 1日▲272円  |
| 療養環境減算(Ⅱ)                   | 未満の場合。                                             | 1日▲272円  |

### (3) 特別診療費

|                  |                                                               |                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 感染対策指導管理         | 常時感染防止対策を行う場合。                                                | 1日60円                             |
| 褥瘡対策指導管理(Ⅰ)      | 常時褥瘡対策を行う場合。                                                  | 1日60円                             |
| 重度療養管理           | 要介護4・5で厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して計画的な医学的管理等を行った場合。                 | 1日1,230円                          |
| 特定施設管理           | 後天性免疫不全症候群に感染している者の場合。個室又は2人部屋の場合にはそれぞれ加算を行う。                 | 1日2,500円<br>個室3,000円<br>2人室1,500円 |
| 重症皮膚潰瘍管理指導       | 重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理等を行った場合。                          | 1日180円                            |
| 薬剤管理指導(週1回月4回限度) | 投薬等及び薬学的管理指導を行った場合。疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤を使用する場合は所定単位数を加算する。 | 1回3,500円<br>特別な薬剤使用<br>1回50円      |
| 医学情報提供(Ⅰ)        | 退所時の診療に基づき別の病院での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                            | 1回2,220円                          |

|                |                                         |          |
|----------------|-----------------------------------------|----------|
| 医学情報提供(Ⅱ)      | 退所時の診療に基づき別の診療所での診療を認め、<br>文章で紹介を行った場合。 | 1回2,900円 |
| 摂食機能療法(1月4回限度) | 摂食機能障害を有する者に対して、摂食機能療法を<br>30分以上行った場合。  | 1回2,080円 |

(4) その他の料金

|                              |                |                          |                                                          |
|------------------------------|----------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| 食 費(1日)                      |                | 1,445円                   | 介護保険負担限度額認定<br>証をお持ちの際は記載さ<br>れている食費・居住費が1<br>日の上限となります。 |
| 居住費(1日)                      |                | 従来型個室 1,668円<br>多床室 377円 |                                                          |
| 特別な室料(1日)                    | 23号室・33号室・40C室 | 3,000円                   | 左記料金に消費税が<br>かかります。                                      |
|                              | 25号室・26号室・37号室 | 5,000円                   |                                                          |
|                              | 41号室・43号室・45号室 |                          |                                                          |
|                              | 35号室・36号室      | 7,000円                   |                                                          |
|                              | 46号室・47号室・48号室 |                          |                                                          |
|                              | 46号室・47号室・48号室 |                          |                                                          |
| 寝衣・タオル・アメニティセット代(1日)         |                | Aセット 550円                |                                                          |
| Aセット(寝衣+肌着+靴下+タオル類+アメニティセット) |                | Bセット 450円                |                                                          |
| Bセット(寝衣+タオル類+アメニティセット)       |                | Cセット 350円                |                                                          |
| Cセット(タオル類+アメニティセット)          |                |                          |                                                          |
| テレビ貸し出し代(1日)                 |                | 200円                     |                                                          |
| 理美容代(1回)                     |                | カット 2,000円<br>顔そり 1,000円 | (税込み)                                                    |

(5) 支払い方法

- ・毎月10日までに前月のサービス利用に関する請求書を発行しますので、毎月25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則現金とさせて頂いております。それ以外のお支払いをご希望の際はご相談ください。

# 介護医療院磯病院

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人財団源会が開設する介護医療院磯病院（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、入所者の療養生活の質の向上および入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、入所者の身体機能の維持向上を目指すとともに、入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、入所者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、理念である「地域と共に「ひとに優しい医療と介護」」に基づき、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が安全で安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。

6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じる。サービスの提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報する。

8 当施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行う。

9 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行う。

10 当施設は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業者等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行う。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |     |          |                                  |
|-----|----------|----------------------------------|
| (1) | 施設名      | 介護医療院磯病院                         |
| (2) | 開設年月日    | 平成31年2月1日                        |
| (3) | 所在地      | 東京都荒川区南千住1丁目56番10号               |
| (4) | 電話番号     | 03-3807-8171 FAX 番号 03-3803-7592 |
| (5) | 管理者名     | 磯 裕明                             |
| (6) | 介護保険指定番号 | 13B1800011                       |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 管理者     | 1人   | 医師      | 1人以上 |
| 薬剤師     | 1人以上 | 看護職員    | 6人以上 |
| 介護職員    | 7人以上 | 理学療法士   | 適当数  |
| 作業療法士   | 適当数  | 言語聴覚士   | 適当数  |
| 管理栄養士   | 1人以上 | 診療放射線技師 | 適当数  |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | 事務員     | 適当数  |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は施設に関する事務全般の業務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、入所者が申込みをしている当該日の介護医療院の定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(入所に対する介護医療院サービスの内容及び利用料等)

第8条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額とその他の費用は別紙に定める料金表の通りとする。

- ＊サービスの内容 ①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下における介護 ④機能訓練
- 2 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（若しくは記名押印）を受けることとする。
  - 4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書（請求書）を入所者に対して交付することとする。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 看護職員等は、入所者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 看護職員等は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに申し出て頂く。
- ② 入所生活の規則は介護医療院磯病院の規則を守り、他の迷惑にならないようにして頂く。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して頂く。

(協力病院)

第 12 条 入所者の病状の急変等に備えるため、医療法人社団仁寿会中村病院を協力病院とする。

2 入所者の協力歯科医療機関を三浦歯科とする。

(非常災害対策)

第 13 条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年 1 回以上の研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、虐待等またはセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(衛生管理等に関する事項)

第 16 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

4 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第 17 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施

### (3) 業務継続に向けた訓練（シミュレーション）の実施

#### (ハラスメント対策に関する事項)

第 18 条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

#### (従業員の服務規律)

第 19 条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (従業員の質の確保)

第 20 条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (従業員の勤務条件)

第 21 条 従業員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団源会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第 22 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

#### (守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当該施設では医師の宿直を行う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団源会と介護医療院磯病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改訂する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂する。

# 料金表

要介護認定によって利用料が異なります。また、加算・減算等が施設の体制によってございます。実際にお支払い頂く料金は請求明細書にてご確認ください。尚、(1)(2)は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、(3)は各入所者の医療保険の負担割合に乘じた額をお支払い頂きます。

## (1) I型介護医療院短期入所療養介護費及び介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

|       | 個室・療養介護費(I) | 多床室・療養介護費(II) |
|-------|-------------|---------------|
| 要支援 1 | 6, 431円     | 7, 106円       |
| 要支援 2 | 7, 913円     | 8, 829円       |
| 要介護 1 | 8, 305円     | 9, 537円       |
| 要介護 2 | 9, 526円     | 10, 730円      |
| 要介護 3 | 12, 120円    | 13, 341円      |
| 要介護 4 | 13, 232円    | 14, 442円      |
| 要介護 5 | 14, 224円    | 15, 434円      |

## (2) 加算・減算

|                         |                                                  |           |
|-------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 夜間勤務等看護加算(IV)           | 最低でも2人以上、うち1人は看護職員。利用者20名に対して1名の職員。              | 1日 76円    |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度) | 医師が認知症の行動等で在宅での生活が困難で緊急に短期入所療養介護が適当であると判断した場合。   | 1日2, 180円 |
| 緊急短期入所受入加算(原則7日、最大14日)  | 居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合。     | 1日 981円   |
| 療養食加算(1日につき3回を限度)       | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。                            | 1回 87円    |
| 緊急時治療管理(月1回連続3日を限度)     | 症状が重篤になり救命救急医療が必要で緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合。 | 1日5, 646円 |
| サービス提供体制強化加算(II)        | 介護職員のうち、介護福祉士が60%以上の場合。                          | 1日 196円   |
| 介護職員処遇改善加算(I)           | 介護職員の賃金の改善等を実施している場合。<br>次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。    | 26/1000   |
| 療養環境減算(I)               | 廊下幅が2.7メートル未満の場合。                                | 1日▲272円   |
| 療養環境減算(II)              | 療養室床面積が8未満の場合。                                   | 1日▲272円   |

## (3) 特別診療費

|                  |                                                               |                                      |
|------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 感染対策指導管理         | 常時感染防止対策を行う場合。                                                | 1日 60円                               |
| 褥瘡対策指導管理(I)      | 常時褥瘡対策を行う場合。                                                  | 1日 60円                               |
| 重度療養管理           | 要介護4・5で厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して計画的な医学的管理等を行った場合。                 | 1日1, 230円                            |
| 特定施設管理           | 後天性免疫不全症候群に感染している者の場合。個室又は2人部屋の場合にはそれぞれ加算を行う。                 | 1日2, 500円<br>個室3, 000円<br>2人室1, 500円 |
| 重症皮膚潰瘍管理指導       | 重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理等を行った場合。                          | 1日180円                               |
| 薬剤管理指導(週1回月4回限度) | 投薬等及び薬学的管理指導を行った場合。疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤を使用する場合は所定単位数を加算する。 | 1回3, 500円<br>特別な薬剤使用<br>1回 50円       |
| 医学情報提供(I)        | 退所時の診療に基づき別の病院での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                            | 1回2, 220円                            |
| 医学情報提供(II)       | 退所時の診療に基づき別の診療所での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                           | 1回2, 900円                            |
| 摂食機能療法(1月4回限度)   | 摂食機能障害を有する者に対して、摂食機能療法を30分以上行った場合。                            | 1回2, 080円                            |



(4) その他の料金

|                              |                                  |                                  |                                              |
|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 食 費(1日)                      |                                  | 1, 4 4 5 円                       | 介護保険負担限度額認定証をお持ちの際は記載されている食費・居住費が1日の上限となります。 |
| 居住費(1日)                      |                                  | 従来型個室 1, 6 6 8 円<br>多床室 3 7 7 円  |                                              |
| 特別な室料(1日)                    | 23号室・33号室・40C室                   | 3, 0 0 0 円                       | 左記料金に消費税がかかります。                              |
|                              | 25号室・26号室・37号室<br>41号室・43号室・45号室 | 5, 0 0 0 円                       |                                              |
|                              | 35号室・36号室<br>46号室・47号室・48号室      | 7, 0 0 0 円                       |                                              |
|                              |                                  |                                  |                                              |
| テレビ貸し出し代(1日)                 |                                  | 2 0 0 円                          |                                              |
| 寝衣・タオル・アメニティセット代(1日)         |                                  |                                  |                                              |
| Aセット(寝衣+肌着+靴下+タオル類+アメニティセット) |                                  | Aセット 5 5 0 円                     |                                              |
| Bセット(寝衣+タオル類+アメニティセット)       |                                  | Bセット 4 5 0 円                     |                                              |
| Cセット(タオル類+アメニティセット)          |                                  | Cセット 3 5 0 円                     |                                              |
| 理美容代(1回)                     |                                  | カット 2, 0 0 0 円<br>顔そり 1, 0 0 0 円 | (税込み)                                        |

# 介護医療院磯病院 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

## 重要事項説明書

（令和6年4月1日現在）

### 1. 施設の概要

#### （1）施設の名称等

- ・ 施設名 介護医療院磯病院
- ・ 開設年月日 平成31年2月1日
- ・ 所在地 東京都荒川区南千住1丁目56番10号
- ・ 電話番号 03-3807-8171 FAX 番号 03-3803-7592
- ・ 管理者名 磯 裕明
- ・ 介護保険指定番号 13B1800011

#### （2）介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護医療院サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援すること、また、入所者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

##### [介護医療院磯病院の運営方針]

- ・ 当施設では、理念である「地域と共に「ひとに優しい医療と介護」」の基つき、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が安全で安心して過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ・ 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行ないません。
- ・ 当施設では、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ・ 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとします。
- ・ 当施設では、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じています。サービスの提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- ・ 当施設では、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行っております。
- ・ 当施設では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行っております。
- ・ 当施設では、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより従業者等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行っております。

#### （3）施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりで、必置職については法令の定めるところによります。

|      | 員数   | 業務内容            |
|------|------|-----------------|
| 医師   | 1人以上 | 診療、療養等の指示       |
| 薬剤師  | 1人以上 | 医師の指示に基づく薬剤管理等  |
| 看護職員 | 6人以上 | 医師の指示に基づく看護     |
| 介護職員 | 7人以上 | 施設サービス計画等に基づく介護 |

|         |      |                    |
|---------|------|--------------------|
| 理学療法士   | 適当数  | 医師の指示に基づくリハビリ      |
| 作業療法士   | 適当数  |                    |
| 言語聴覚士   | 適当数  |                    |
| 管理栄養士   | 1人以上 | 栄養状態の管理等           |
| 診療放射線技師 | 適当数  | 医師の指示に基づく放射線を使う検査等 |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | 施設サービス計画の原案の立案等    |
| 事務職員    | 適当数  | 事務全般               |

#### (4) 入所定員等

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、入所者が申込みをしている当該日の介護医療院の定員数より実入所者数を差し引いた数です。

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案
- ② 食事 朝食 7時30分～8時30分 昼食 11時30分～12時30分 夕食 17時30分～18時30分
- ③ 入浴（ご利用期間に応じて実施。1週毎に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ その他

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。尚、緊急の場合には「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

| 協力医療機関         | 協力歯科医療機関          |
|----------------|-------------------|
| 医療法人社団仁寿会 中村病院 | 三浦歯科              |
| 東京都墨田区八広 2-1-1 | 東京都荒川区南千住 6-48-20 |

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

入所者やご家族は看護職員等の従業員の指示に従ってサービス提供を受けて頂きます。また、以下の点に留意をお願い致します。

- ① 体調が悪くなったときはすみやかに看護職員等の従業員にお申し出ください。
- ② 入所生活は介護医療院磯病院の規則を守り、他の入所者等の迷惑にならないようお願い致します。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないようご利用ください。

## 5. 非常災害対策

・防災設備 消火器、防火扉等 ・防災訓練 年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者又はその家族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口 03-3807-8171（平日10:00～16:00） 担当：池上 武

荒川区役所 介護保険課 03-3802-3111(代表)  
東京都国保連合会苦情相談窓口 03-6238-0177(介護相談窓口)

## 8. 受給資格等の確認

当施設の利用に当たり、入所者の公的被保険者証等を確認させていただきます。

## 9. 介護医療院短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス

当施設は、要介護(要支援)状態と認定された入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目的としています。施設でのサービスは、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

- ◇医療・介護：介護医療院は入院の必要のない程度の要介護者(要支援者)を対象としていますが、医師・看護職員・介護職員が常勤していますので、ご入所者の状態に照らして適切な医療・看護・介護を行います。
- ◇リハビリテーション：原則とし入所者の居室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇栄養管理：心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

## 10. 利用料金

要介護認定によって利用料が異なります。また、加算・減算等が施設の体制によってございます。実際にお支払い頂く料金は請求明細書にてご確認ください。尚、(1)(2)は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、(3)は各入所者の医療保険の負担割合に乗じた額をお支払い頂きます。

### (1) I型介護医療院短期入所療養介護費及び介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

|      | 個室・療養介護費(I) | 多床室・療養介護費(II) |
|------|-------------|---------------|
| 要支援1 | 6,431円      | 7,106円        |
| 要支援2 | 7,913円      | 8,829円        |
| 要介護1 | 8,305円      | 9,537円        |
| 要介護2 | 9,526円      | 10,730円       |
| 要介護3 | 12,120円     | 13,341円       |
| 要介護4 | 13,232円     | 14,442円       |
| 要介護5 | 14,224円     | 15,434円       |

### (2) 加算・減算

|                         |                                                  |           |
|-------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 夜間勤務等看護加算(IV)           | 最低でも2人以上、うち1人は看護職員。利用者20名に対して1名の職員。              | 1日 76円    |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度) | 医師が認知症の行動等で在宅での生活が困難で緊急に短期入所療養介護が適当であると判断した場合。   | 1日 2,180円 |
| 緊急短期入所受入加算(7日間限度)       | 居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合。     | 1日 981円   |
| 療養食加算(1日につき3回を限度)       | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。                            | 1回 87円    |
| 緊急時治療管理(月1回連続3日を限度)     | 症状が重篤になり救命救急医療が必要で緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合。 | 1日 5,646円 |
| サービス提供体制強化加算(II)        | 介護職員のうち、介護福祉士が60%以上の場合。                          | 1日 196円   |
| 介護職員処遇改善加算(I)           | 介護職員の賃金の改善等を実施している場合。<br>次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。    | 26/1000   |
| 療養環境減算(I)               | 廊下幅が2.7メートル未満の場合。                                | 1日 ▲272円  |
| 療養環境減算(II)              | 療養室床面積が8未満の場合。                                   | 1日 ▲272円  |

## (3) 特別診療費

|                  |                                                               |                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 感染対策指導管理         | 常時感染防止対策を行う場合。                                                | 1日 60円                            |
| 褥瘡対策指導管理(Ⅰ)      | 常時褥瘡対策を行う場合。                                                  | 1日 60円                            |
| 褥瘡対策指導管理(Ⅱ)      | 常時褥瘡対策を行い、3月に1回評価し、情報を提出した場合。                                 | 1月<br>10<br>0円                    |
| 重度療養管理           | 要介護4・5で厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して計画的な医学的管理等を行った場合。                 | 1日1,230円                          |
| 特定施設管理           | 後天性免疫不全症候群に感染している者の場合。個室又は2人部屋の場合にはそれぞれ加算を行う。                 | 1日2,500円<br>個室3,000円<br>2人室1,500円 |
| 重症皮膚潰瘍管理指導       | 重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理等を行った場合。                          | 1日180円                            |
| 薬剤管理指導(週1回月4回限度) | 投薬等及び薬学的管理指導を行った場合。疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤を使用する場合は所定単位数を加算する。 | 1回3,500円<br>特別な薬剤使用<br>1回 50円     |
| 医学情報提供(Ⅰ)        | 退所時の診療に基づき別の病院での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                            | 1回2,220円                          |
| 医学情報提供(Ⅱ)        | 退所時の診療に基づき別の診療所での診療を認め、文章で紹介を行った場合。                           | 1回2,900円                          |
| 摂食機能療法(1月4回限度)   | 摂食機能障害を有する者に対して、摂食機能療法を30分以上行った場合。                            | 1回2,080円                          |

## (4) その他の料金

|                                                                                                       |                                  |                                              |                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 食 費(1日)                                                                                               |                                  | 1, 4 4 5 円                                   | 介護保険負担限度額認定証をお持ちの際は記載されている食費・居住費が1日の上限となります。 |
| 居住費(1日)                                                                                               |                                  | 従来型個室 1, 6 6 8 円<br>多床室 3 7 7 円              |                                              |
| 特別な室料(1日)                                                                                             | 23号室・33号室・40C室                   | 3, 0 0 0 円                                   | 左記料金に消費税がかかります。                              |
|                                                                                                       | 25号室・26号室・37号室<br>41号室・43号室・45号室 | 5, 0 0 0 円                                   |                                              |
|                                                                                                       | 35号室・36号室<br>46号室・47号室・48号室      | 7, 0 0 0 円                                   |                                              |
|                                                                                                       | テレビ貸し出し代(1日)                     |                                              |                                              |
| 寝衣・タオル・アメニティセット代(1日)<br>Aセット(寝衣+肌着+靴下+タオル類+アメニティセット)<br>Bセット(寝衣+タオル類+アメニティセット)<br>Cセット(タオル類+アメニティセット) |                                  | Aセット 5 5 0 円<br>Bセット 4 5 0 円<br>Cセット 3 5 0 円 |                                              |
| 理美容代(1回)                                                                                              |                                  | カット 2, 0 0 0 円<br>顔そり 1, 0 0 0 円             | (税込み)                                        |

## (3) 支払い方法

- ・毎月10日までに前月のサービス利用に関する請求書を発行しますので、毎月25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則現金とさせて頂いております。それ以外のお支払いをご希望の際はご相談ください。